

本宮市農業委員会 令和3年1月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月22日（金）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 渡邊 謙輔 | 2番 遠藤 政幸 | 3番 國分 政利 |
| 4番 伊藤 隆一 | 5番 石橋 廣基 | 6番 三瓶 和彦 |
| 7番 渡邊 善幸 | 8番 三瓶 修藏 | 9番 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 2番 川名 和弘 | 3番 遠藤 栄太郎 | 4番 國分 政彦 |
| 5番 遠藤 俊雄 | 6番 阿部 修司 | 7番 佐藤 一徳 |
| 8番 遠藤 正任 | 9番 國分 保 | 10番 大内 俊之 |
| 11番 佐々木 清忠 | 12番 佐藤 博衛 | |

4. 欠席委員 推進委員1番 國分 隆一 委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係主事 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員1番 國分隆一委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会1月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員3番 國分政利 委員 農業委員4番 伊藤隆一 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>

	(2 番 遠藤政幸 委員)
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、遠藤政幸です。今回は、國分政利委員、阿部修司委員、佐藤博衛委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 1 月 12 日、午後 1 時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 7 件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第 2 号「農地の転用制限について」ですが、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が 1 件」です。</p> <p>次に、議案第 3 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「駐車場敷地が 1 件」、「建売分譲敷地が 1 件」、「宅地分譲敷地が 1 件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 5 号「現況確認証明願いについて」ですが、件番 1 については、市の放射性廃棄物仮置場として使用され、今後、一般住宅建設の事業目的があるため、農地への原状回復をしないまま返還されたもので、農地法の規制対象外となっております。従いまして、現況につきましては、雑種地となっております。</p> <p>次に、件番 2 につきましては、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。また、件番 3 につきましても、すでに山林化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について」、さらに、12 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>12 月定例会許可分は、12 月 25 日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 1 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p>
	(5 番 石橋廣基 委員)
石橋 廣基委員	<p>議案第 1 号件番 1 について、1 月 11 日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤博衛委員といたしました。</p>

	<p>当該地は、12月定例会案件で非農地への現況確認証明願いが提出され、不許可となった土地であり、耕作放棄地ではありますが、譲受人より、所有権移転後は、家族で農地として管理していきたいと話がありました。その他、申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました佐藤博衛委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め採決を行います。</p> <p>議案第1号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第1号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第2号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第2号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第2号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第3号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第5条第1項の規定に基づく議案を上程いたします。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出につい

	て」農地法第 5 条の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 4 号農地法第 5 条の規定に基づく「許可処分の取消願出」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 4 号農地法第 5 条の規定に基づく「許可処分の取消願出」、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 5 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、件番 1 につきましては、農業委員 4 番の伊藤隆一委員が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 暫時、休憩いたします。 (4 番 伊藤隆一委員 退席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 5 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 5 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 それでは、退席しておりました、農業委員 4 番、伊藤隆一委員の復席を求めます。 暫時、休憩いたします。 (4 番 伊藤隆一委員 着席)

会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。 なお、事前に質疑がありましたので、現地調査委員会より回答を求めます。 (2 番 遠藤政幸委員)
農地転用現地調査委員長	「法人が農地を所有しているのは何故か。」という質疑がございました。この件に関して事務局に調査をさせましたので、事務局より説明いただきます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	申請人となる法人は、以前、所有者の農地について、農地法第 5 条の許可申請をしており、その時に、共同担保として件番 2 の農地も根抵当権設定し、購入していました。そのため、件番 2 の農地は、旧所有者と現所有者の法人が 2 重で所有権を所有したことになり、それが発端になりました。その後、この件が発覚して、協議をした結果、法人が、所有権を時効取得しました。時効取得の場合、個人、法人に関わらず、農地の取得を行うことができるため、法人が農地を所有していることになりました。また、当然、旧所有者の認識のもと、進められていることでもあります。
会長 渡辺喜一	事務局の説明に関し、何かございますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	その他、質疑ありますか。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 5 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 5 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 5 号「現況確認証明願いについて」の件番 3 は、許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 5 号「現況確認証明願いについて」の件番 3 は、許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 7 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 7 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」は、「意見なし」とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 7 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」は、「意見なし」とすることに決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 1 月定例会を閉会いたします。

令和3年1月22日
(閉会午後2時10分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席3番委員 國分 政利

議席4番委員 伊藤 隆一
